

■箕面市新文化ホール運営管理予定事業者の募集に関する質問に対する回答
 ※平成29年5月8日(月)～5月10日(水)に質問のあったもの(5月2日に質問のあった一部も含む)

No	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
1	様式	エクセルファイル	様式8-1-1	(2)支出の各項目名は変更してもよろしいでしょうか？	記入項目の変更は認められません。 ただし、注釈に「必要に応じて欄数を追加作成すること。」と示すとおり、記入項目の追加は可能です。
2	様式集	P26～P27	様式12	様式12-3に記載する「経常利益の状況」、様式12-4に記載する「決算状況」について、資本関係等にある会社の実績を提出してもよろしいのでしょうか。	募集要項4.(7)に示すとおり、「資本関係等のある会社の財務状況報告書、過去の実績について記載することができるものとする。」としています。 様式12においては、注釈に示すとおり、運営管理予定事業者となる会社が連結親会社の場合は、連結財務諸表、連結子会社の場合は、単体の財務諸表の数値を用いてください。 なお、募集要項4.(5)⑤(エ)に示すとおり、経常利益の状況及び決算状況は確定した直近5年事業年度分としていますが、5年が経過していない子会社については、親会社の財務諸表の数値を用いることを認めます。 様式13においては、注釈に示すとおり、親会社の実績を記載することを可能としています。 いずれの場合においても、親会社の実績等を記載する場合は、親会社との資本関係が確認できる書類(決算書等)を添付のうえ、該当箇所をマーカーで明示してください。 また、資本関係等のある会社の財務状況報告書、過去の実績を記載する場合は、4.(3)①(ク)に示す『「資本面において関係がある者」とは、当該企業(本事業に関与する者)の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその資本総額の100分の50を超える出資をしている者をいう。」「人事面において関係がある者」とは、代表権を有する役員が当該企業(本事業に関与する者)の代表権を有する役員を兼任している者をいう。』の要件に該当しない場合も記載は可能です。
3	募集要項	P6	2. 8～9行	「グリーンホールを「(仮称)箕面船場駅」前に移転建て替え」とありますが、移転建て替え後のグリーンホール跡地の利用につきましてはどのようにお考えでしょうか。	跡地利用については、現在、検討中です。
4	募集要項	P15	4.(5)⑤(ア)ウ)	納税証明書(法人税、消費税及び地方税等)とは未納のないことの証明(その3の3)でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 市ホームページに5月8日公開の質問書に対する回答No2をご覧ください。
5	募集要項	P21	5.(3)①(ア)	市として利用料金の減免を予定する団体・機関はありますか？	新文化ホールの利用料金の減免を予定する団体・機関については、現在、検討中です。 参考として、現在、指定管理者が運営中の箕面市市民文化ホールの条例施行規則第14条(利用料金の減額又は免除)を以下に、お示しします。 なお、要求水準書2.(1)③に示すとおり、指定管理者は、市の承認を得て、利用料金を設定することとしています。 【箕面市市民文化ホールの条例施行規則掲載URL】 http://www1.g-reiki.net/minoh/reiki_honbun/at00006901.html
6	要求水準書	P4～P5	2.(1)⑧	「大ホールは、9ヶ月前に予約がない場合、小ホールは6ヶ月前に予約がない場合については、指定管理者において、優れた舞台芸術や多彩な芸術文化公演の鑑賞機会を提供することができる。」と記載されておりますが、これ以前に指定管理者がホールを予約することはできないということでしょうか。	要求水準書2.(1)⑦に示すとおり、大ホールは、優れた舞台芸術や多彩な芸術文化公演の鑑賞機会を提供するため、特別貸館(新聞社、放送局などのマスメディアや民間の興行会社などが主催する集客力の高い公演等)として、一般貸館(市民等)よりも早い時期に貸し出し受付を行うことができるとしています。 また、市ホームページに5月11日公開の質問に対する回答の質問No2に示すとおり、大ホールは、一般貸館の申込みを行う時点において、土曜・日曜・祝休日の10%程度は一般貸館として確保し、小ホールについては、60%程度を一般貸館として確保するように努めることとしており、その一般貸館の枠内において、大ホールは、9か月前に予約がない場合、小ホールは6か月前に予約がない場合については、指定管理者において、優れた舞台芸術や多彩な芸術文化公演の鑑賞機会を提供することができるとしています。
7	要求水準書	P6	2.(7)③	「こけら落とし公演」の経費についても、運営管理者の負担となりますか？	ご理解のとおりです。 なお、「こけら落とし公演」の経費は様式8-1-1に示す「開設準備等費」に含まれます。

■箕面市新文化ホール運営管理予定事業者の募集に関する質問に対する回答

※平成29年5月8日(月)～5月10日(水)に質問のあったもの(5月2日に質問のあった一部も含む)

No	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
8	報告書(概要版)	P15	図表10	市民文化ホールの店舗部分には、行政財産使用料はかかりますでしょうか？また、店舗の売上や店舗に賃貸した場合の不動産賃借料は、運営管理予定事業者の収入となりますか？	市民文化ホールの店舗部分は、運営管理予定事業者がその専有部分を市から借受け、賃借料を市へ支払うことを期待しています。 その場合、要求水準書2.(8)に示すとおり、飲食事業者等への転貸も可能で、運営管理予定事業者はその賃借料を収入として得ることも可能です。
9	報告書(概要版)	P33	2-2	スケジュールでは、文化ホールのオープンはH33年9月となっていますが、このスケジュールで積算してよろしいでしょうか？	要求水準書1.(3)に示すとおり、新文化ホールの開館年月は平成33年(2021年)4月1日(予定)としています。 なお、ご指摘を受けて市ホームページに公開中の「大阪大学箕面キャンパス移転プロジェクト検討業務委託報告書(概要版)」の33ページ図表20全体事業スケジュールについて、開館年月は平成33年(2021年)4月1日に変更しております。(平成29年5月8日付) 掲載URL： http://www.city.minoh.lg.jp/machidukuri/161226hanndaitenn.html
10	キャンパス移転プロジェクト検討業務委託 報告書	P5	1(2)①f)	市民文化ホール及び図書館・文化交流施設の地下部分の活用として、駐車場の設置が予定されているようですが、この駐車場の管理は、ホール運営管理者の管轄となるのでしょうか？	要求水準書4ページ2. に示すとおり、新文化ホールの運営管理予定事業者の運営業務範囲に地下駐車場は含まれていません。 なお、同地下駐車場の運営管理事業者は、募集要項3.(2)16行～19行に示すとおり、新文化ホールの運営管理予定事業者を選定した後に、整備等予定事業者の募集と併せて選定する予定です。 また、運営管理予定事業者と整備等予定事業者が一体のSPCとなり、PFI法に基づく選定事業者として、整備・運営管理に関する契約を一括して市と締結し、指定管理者として指定されることとなります。
11	キャンパス移転プロジェクト検討業務委託 報告書	P5	1(2)①f)	地下駐車場は有料とする予定ですか？	地下駐車場は有料とする予定です。
12	キャンパス移転プロジェクト検討業務委託 報告書	P5	1(2)①f)	ホール運営管理者が地下駐車場の管理をするという場合、駐車料金を設定し、運営管理者の収入とすることができますか？	質問No10をご覧ください。